

令和5年10月実施予定の「適格請求書等保存方式 (インボイス制度)」とは？

消費税の仕入税額控除制度は、現在、「区分記載請求書等保存方式」が適用されていますが、令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」に移行するとされています。

令和3年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請書の受付を開始！

以下、両方式の主な違いを整理すると、次のとおりです。

区 分	区分記載請求書等保存方式 (～令和5年9月30日まで)	適格請求書等保存方式 (令和5年10月1日～)																																																																		
登 録 制 度 の 創 設	な し	<ul style="list-style-type: none"> ○適格請求書を発行しようとする事業者は、所轄税務署長に登録申請書を提出し、登録番号を受けることが必要。 ○登録申請書は令和3年10月1日から提出が可能(令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として同年3月31日までに登録申請書を提出することが必要)。 ○登録された場合、事業者の氏名又は名称、登録番号等が公表され、公表情報はインターネットを通じて確認することが可能。 																																																																		
請求書への記載事項等	<p>【区分記載請求書の記載事項】</p> <p>①発行者の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引内容及び軽減税率の対象品目である旨 ④税率ごとに合計した税込価額</p> <p>⑤書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 *下線事項は従来の記載事項に追加された事項</p> <p>「区分記載請求書(イメージ)」</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">請求書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">(株)〇〇御中 ←⑤</td> <td style="text-align: right;">①→ △△商事(株)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11月分 131,200円</td> <td>××年11月30日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日付</td> <td>品名</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>11/1</td> <td>魚 *</td> <td>5,800円</td> </tr> <tr> <td>11/1</td> <td>豚肉 * ←③</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>11/2</td> <td>タオルセット</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td>131,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">④→</td> <td>8%対象 43,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>10%対象 88,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">③→ *軽減税率対象</td> </tr> </table>	請求書			(株)〇〇御中 ←⑤	①→ △△商事(株)		11月分 131,200円	××年11月30日		日付	品名	金額	11/1	魚 *	5,800円	11/1	豚肉 * ←③	10,800円	11/2	タオルセット	2,200円	合計		131,200円	④→		8%対象 43,200円			10%対象 88,000円	③→ *軽減税率対象			<p>【適格請求書の記載事項】</p> <p>①発行者の氏名又は名称及び登録番号 ②取引年月日 ③取引内容及び軽減税率の対象品目である旨 ④税率ごとに合計した税抜価額又は税込価額及び適用税率 ⑤税率ごとに合計した消費税額等 ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 *下線事項は左記事項に追加される事項</p> <p>「適格請求書(イメージ)」</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">請求書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">(株)〇〇御中 ←⑥</td> <td style="text-align: right;">①→ △△商事(株) 登録番号 T012345・・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11月分 131,200円</td> <td>××年11月30日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日付</td> <td>品名</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>11/1</td> <td>魚 *</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>11/1</td> <td>豚肉 * ←③</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>11/2</td> <td>タオルセット</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td>120,000円 消費税 11,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">④→</td> <td>8%対象 40,000円 消費税 3,200円 ←⑤</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>10%対象 80,000円 消費税 8,000円 ←⑤</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">③→ *軽減税率対象</td> </tr> </table> <p>*⑤の「税率ごとに合計した消費税額等」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつである。</p>	請求書			(株)〇〇御中 ←⑥	①→ △△商事(株) 登録番号 T012345・・		11月分 131,200円	××年11月30日		日付	品名	金額	11/1	魚 *	5,000円	11/1	豚肉 * ←③	10,000円	11/2	タオルセット	2,000円	合計		120,000円 消費税 11,200円	④→		8%対象 40,000円 消費税 3,200円 ←⑤			10%対象 80,000円 消費税 8,000円 ←⑤	③→ *軽減税率対象		
請求書																																																																				
(株)〇〇御中 ←⑤	①→ △△商事(株)																																																																			
11月分 131,200円	××年11月30日																																																																			
日付	品名	金額																																																																		
11/1	魚 *	5,800円																																																																		
11/1	豚肉 * ←③	10,800円																																																																		
11/2	タオルセット	2,200円																																																																		
合計		131,200円																																																																		
④→		8%対象 43,200円																																																																		
		10%対象 88,000円																																																																		
③→ *軽減税率対象																																																																				
請求書																																																																				
(株)〇〇御中 ←⑥	①→ △△商事(株) 登録番号 T012345・・																																																																			
11月分 131,200円	××年11月30日																																																																			
日付	品名	金額																																																																		
11/1	魚 *	5,000円																																																																		
11/1	豚肉 * ←③	10,000円																																																																		
11/2	タオルセット	2,000円																																																																		
合計		120,000円 消費税 11,200円																																																																		
④→		8%対象 40,000円 消費税 3,200円 ←⑤																																																																		
		10%対象 80,000円 消費税 8,000円 ←⑤																																																																		
③→ *軽減税率対象																																																																				
	<p>(記載事項の追記の是非)</p> <p>○下線事項の記載のない区分記載請求書については、下線事項に限って買い手側が事実に基づき追記することが可能。</p>	<p>(記載事項の追記の是非)</p> <p>○下線事項の記載がない適格請求書については、買い手側で下線事項の追記が認められないため、再度、修正した適格請求書を発行することが必要。</p>																																																																		

請求書の交付義務等	<p>○区分記載請求書の交付義務はない。</p> <p>○免税事業者も区分記載請求書を発行することが可能。</p>	<p>○取引の相手方（課税事業者）の求めに応じて、適格請求書を交付する義務がある。 *適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録を提供することが可能。</p> <p>○免税事業者が適格請求書を発行しようとする場合には、所轄税務署長に対して課税事業者の選択届出書を提出し、登録番号を受けなければならない。</p> <p>○偽りの記載をした適格請求書又は適格請求書と誤認されるおそれのある書類の発行については、新たに罰則規定が適用。</p>
仕入税額控除の要件等	<p>○所定事項を記載した帳簿及び区分記載請求書を保存することが要件。 *買手が作成する所定の事項が記載された「仕入明細書等」の保存によっても、仕入税額控除が可能。</p> <p>○免税事業者からの課税仕入れについても税額控除が認められる。</p>	<p>○所定事項を記載した帳簿及び適格請求書を保存することが要件。 *同左</p> <p>○免税事業者からの課税仕入れについては税額控除ができない。ただし、次に記載する期間は、一定の要件の下、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置がある。</p> <p>①令和5年10月1日～令和8年9月30日(3年) 仕入税額相当額の80%</p> <p>②令和8年10月1日～令和11年9月30日(3年) 仕入税額相当額の50%</p> <p>③令和11年10月1日～控除不可</p>

(参考) 「令和4年度税制及び執行に関する要望書(間接税)」(抜粋) 令和3年7月全国間税会総連合会

2 消費税に関する事項


(3) 仕入税額控除

[理由]

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式」を導入するとされているが、我が国には500万を超える免税事業者がおり、これらの免税事業者が取引から排除される恐れがあるインボイス制度は、我が国の社会経済構造に馴染まない制度であると考えられる(略)、新型コロナウイルス感染症が大流行し、経済がこれほどまでに落ち込むことになるとは予想もできなかったことや、感染拡大の影響で売上げ等が大きく減少している。したがって、(略)令和5年10月以降もインボイス制度に移行することなく、(略)「区分記載請求書等保存方式」を継続適用されることを強く要望する。それが困難な場合には(略)インボイス制度の導入時期を延期すべきである。

間税会へ加入を希望される方は、下記の間税会へご連絡ください。

間税会では、令和5年10月以降も、現在、実施されている「区分記載請求書等保存方式」の継続適用又は「適格請求書等保存方式」の導入時期の延期を要望!!

間税会は消費税のあり方を考える会です。
全国間税会総連合会(全間連)

〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町1-1-1 日本橋村松ビル5階
 ☎03-5829-3901 / URL <http://www.kanzeikai.jp>

消費税 活かすみんなの間税会

佐原間税会

事務局 〒287-0102 香取市岩部3440-3

TEL0478-75-2286 E-mail info@sawarakanzk.com